

平成26年3月7日

組合員の皆様へ

秋田県医師国保組合

医師国保組合からのお知らせ ～平成26年度事業計画の変更点について～

去る2月22日に、平成26年度事業計画及び予算案を審議する第116回通常組合会が開催され、原案どおり可決されました。

つきましては、平成26年度事業計画の主な変更点についてお知らせします。
ご理解くださるようお願いいたします。

記

1. 国民健康保険料の変更について

医後期高齢者支援金分保険料及び介護納付分保険料を、国に納付する被保険者1人あたりの負担額に応じて、下記のとおり改定します。

なお、医療分保険料は、据え置きとなっています。

平成26年度国民健康保険料賦課通知書につきましては、4月上旬に送付いたします。

保険料の改定額

保 険 料	改定前 (平成26年3月分まで)	改定後 (平成26年4月分から)
後期高齢者支援金分 (0歳～75歳未満)	月額 2,800円	月額 3,300円
介護納付金分 (40歳～65歳未満)	月額 3,300円	月額 3,600円

2. 70歳～75歳未満の前期高齢者の療養給付費の負担割合の変更について

国の医療制度の見直しにより、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方は、誕生月の翌月から2割負担となります。なお、同年4月1日までに誕生日を迎えた方は、1割のまま変わりません。ただし、一定の所得のある方は、これまでどおり3割負担です。

3. 予防接種補助事業の廃止について

予防接種に対する補助は各市町村でも実施されており、当組合の補助交付件数が極めて少ないことから廃止します。